

錦江町農業委員会 1 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 4 年 1 月 2 5 日（火） 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 8 人）

会長	1 番	宿利原 勝吉
会長代理	2 番	鈴 一磨
委員	3 番	徳永 哲朗
委員	4 番	毛下 利美
委員	5 番	鳥越 秀一
委員	6 番	元丸 敏朗
委員	7 番	寺田 郁哉
委員	8 番	貫見 和洋
委員	9 番	内菌 雄治
委員	1 0 番	鍋 康博
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	宿利原 進
委員	1 3 番	安水 純一
委員	1 4 番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 鳥越委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅・書記 折久木まり子・山下 友幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第34号 農地法第3条許可申請について

議案第35号 農地法第5条許可申請について

議案第36号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用
集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

○事務局長	令和4年1月の定例総会を始めたいと思います。姿勢を正してください。一同 礼では憲章朗読を、6番の元丸委員よろしく願いいたします。
○元丸委員	憲章朗読
○事務局長	はい、ありがとうございました。では、会長の挨拶をお願いします。
○会長	皆さんこんにちは。令和4年度になって初めての総会ではありますが本年もまたよろしく願いいたします。先般、2月1日に予定されておりました県の農業会議も、コロナの影響で中止となりましたので、お知らせをしておきます。それでは、ただいまより、令和4年令和4年の、錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は、鳥越委員が欠席されておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定による、本日の会議録署名人、貫見委員と、本釜委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。次に、「会務報告について」を議題としますので、説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。では、1ページをご覧いただきたいと思います。まず4日、仕事始めでございました、会長の乾杯の音頭で始まったところです。5日、甘藷基腐病対策会議が鹿屋市で行われました。続いて13日、令和4年度農業改良普及指導計画の協議、これは南大隅町でありました。21日、現地調査、5条申請の許可の関係で宿利原地区のほうを見たところです。そのあと、南隅農政企画推進会議幹事会ということで、私が出席しております。本日が1月の定例総会ということです。そして明日ですけれども、令和3年度普及指導外部評価会ということで、鹿屋市で開催されるということです。会務報告は以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等ありませんか。
○事務局長	すいません。昨日の調印式、先ほど冒頭で申し上げましたけれども、抜けておりました。南洲エコプロジェクトと錦江町との包括協定の調印式が昨日あったところです。すいません記載漏れ、記入漏れでございました。
○会長	ほかにないようですので以上で、会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第34号「農地法第3条許可申請について」を議題としますので説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、では3ページをご覧いただきたいと思います。まず受付番号13番、譲渡人が、〇〇さん、鹿屋市の方でございます。譲受人は〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請に係る地番が、馬場字鎮守山5174の2、地目は台帳現況ともに畑で、地積が1,562㎡となっております。続いて14番ですが、譲渡人が〇〇さん、笑喜自治会、譲受人が、同じく笑喜自治会の〇〇さん、申請に係る土地が、神川字笑喜6152の1、地目は台帳、現況ともに畑、地積が4,020㎡となっております。続いて受付番号15番、譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。申請に係る土地が5筆あります。お目通し願いたいと思います。

	説明は以上です。
○会長	次に、13番について畠中推進委員の報告をお願いいたします。
○畠中推進委員	報告します。この土地は譲渡人の〇〇君の姉夫婦がずっと耕作をされ、その後も〇〇君の従弟が耕作しておりました。もともとこの土地の名義人は、譲渡人の叔父の名義でした。それで叔父の死後、〇〇さんが相続され、その時点でいろいろ話が持たれ、申請の方向になりました。よろしく申し上げます。
○会長	ありがとうございました。次に、14番について私のほうで報告をいたします。この土地は、笑喜集落の真ん中でありまして、〇〇さんが購入されまして、全部で〇〇円だったそうでございます。それと、この土地については、まだ後ほども出てまいります、隣に〇〇さんの息子さんが家を建てるということでありますがまだ後もって報告いたします。次に、受付番号15番について竹原委員の報告をお願いいたします。
○竹原推進委員	はい。譲渡人の〇〇さんは、牛を飼っていらっしゃるのですが、娘の〇〇さんのほうに譲渡したいということでした。よろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明と、担当委員の報告終わりましたが質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第34号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議無し
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第34号については原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第35号「農地法第5条許可申請について」を議題とします。説明をお願いいたします。
○事務局長	はいでは、5ページをご覧くださいと思います。受付番号9番、申請人は〇〇さん、並びに〇〇さんでございます。申請に係る土地でございますが、神川字笑喜6152の4、地目は台帳、現況ともに畑、地積が654㎡となっております。転用目的、転用理由といたしましては、申請人の〇〇さんですけれども、借家住まいで手狭になったので申請地に持ち家を建築するため、いうことでございます。8、9ページをご覧くださいと思います。ここの真ん中に黒い文字で申請地と書いてありますが、先ほど会長が言われましたように笑喜自治会のほぼ中央に位置する場所でございます。10ページに配置図が添付してございます。このような形で、住宅並びに車庫などを建築すると、いうような感じでございます。事務局の説明は以上です。
○会長	次に、受付番号9番について私のほうで報告をいたします。この土地は、先ほども出ましたが、畑の、一番端っこにありまして、〇〇さんの息子さんが、ここに家をつくるということでありました。値段のほうは全部で〇〇円ということになっております。ただいま事務局の説明と私のほうで報告をしましたが、質疑はありませんか。

○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第 35 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 35 号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 36 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請について」を議題としますが、ここでお諮りします。資料のとおりこの議案は、67 筆の審議となっていることから、担当委員の報告は新規の案件のみとすることとし、2 回に分けて審議したいと思いますが、異議ございませんか。
○委員	異議無し
○会長	異議なしと認めます。それでは 625 番から 628 番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、説明の前に 627 番ですけれども、資料調整後に担当の徳永委員から連絡があり、結果的にまた不成立になったということで、この 627 番については、線を引いていただきたいと思います。では 625 番、貸し人を〇〇さんに修正をお願いいたします。申請地が神川字河崎 2643 の 2、地目が田、地積が 1,088 m ² 、貸付は令和 4 年 1 月 26 日から令和 6 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人が〇〇さん、神川上自治会でございます。続いて 626 番貸し人が〇〇さん、神川中自治会でございます。申請地につきましては、神川字印堂作 2735、地目が田、地積が 1,102 m ² 、貸付に関しましては令和 4 年 1 月 26 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、借り人は株式会社〇〇でございます。続いて 628 番、貸し人が〇〇さん、木場自治会でございます。申請地は馬場字西ノ下 865 の 1、地目が田、地積が 1,764 m ² 、貸付に関しましては令和 4 年 1 月 26 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては粃を 30 キロで〇〇俵となっております。借り人は〇〇さん、瀬戸山自治会の方でございます。説明は以上です。
○会長	次に、625 番と 626 番について、徳永委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	はい、報告します。625 番ですが、借り人の〇〇さんは、2 年前から農業を始めております。現在は、おじいちゃんから、お父さんの田んぼ畑をお母さんと 2 人で耕作している状況です。若いですが、積極的に自分の土地、それから、借りている田んぼなんかも、しっかり管理しておりますので問題ないと思います。なお使用貸借としておりますが、貸し人の〇〇さんと〇〇さんは親戚になりますので、〇〇さんのほうが使用貸借でいいよということを言っていて使用貸借になっております。次に 626 番ですが〇〇さん、体調を壊しまして農業は出来ないということで、いろいろと探したのですが、〇〇のほうと話がつきまして利用権を結ぶことにいたしました。〇〇のほうは、ご存じ

	のとおり手広く耕作をされていますが、しっかり管理も行き届いておりますので、問題ないと思います。はい。以上です。
○会長	ありがとうございました。628 番については、継続案件ですので担当委員の報告はありません。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。625 番から 628 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議無し
○会長	異議なしと認めます。したがって 625 番から 628 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に 629 番から 691 番について審議しますので説明をお願いいたします。
○事務局長	はいでは説明をさせていただきます。まず 629 番と 630 番ですが、貸し人は〇〇さん、協和自治会の方でございます。申請地が 2 筆ございますのでお目通し願ひまして、2 筆で 3,338 m ² 。貸付けは令和 4 年 1 月 26 日から令和 6 年 12 月 14 日まで、小作料金は全部で〇〇円、借り人は〇〇さん、安水自治会です。続いて 631 番から 633 番ですが、貸し人が〇〇さん、段中野自治会、申請地が 3 筆ございます、お目通し願ひまして合わせて 8,740 m ² 、貸付けに関しましては令和 4 年 1 月 26 日から令和 6 年 12 月 14 日まで、小作料金は全部で〇〇円、借り人は同じく〇〇さんです。続いて 634 と 635 番、貸し人が〇〇さん、段中野自治会です。申請地が 2 筆ございます、お目通し願ひまして 2 筆で 6,300 m ² 、貸付けが令和 4 年 1 月 26 日から令和 6 年 12 月 14 日まで、小作料金は全部で〇〇円、借り人は〇〇さんです。13 ページに移っていただきまして、636 番、貸し人が〇〇さん、宮脇自治会でございます。申請地が馬場字柳ヶ迫 3,140 の 15、地目が畑、地積が 4,787 m ² 、貸付けが令和 4 年 1 月 26 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて 637 番、貸し人が〇〇さん、川北自治会、申請地が城元字長ホケ 5,226 の 2、地目が畑、地積が 2,413 m ² 、貸し付けが令和 4 年 1 月 26 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。638 番と 639 番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方です。申請地はお目通し願ひまして、2 筆合わせて 5,018 m ² 、貸付けが令和 4 年 1 月 26 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金は全部で〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて 640 番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方です。申請地が城元字牧 5,270 の 1、地目が畑、地積が 3,310 m ² 、貸付けが令和 4 年 1 月 26 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて 641 番、貸し人が〇〇さん、肝付町の方です。申請地が城元字池ノ尾 4,612 の 6、地目が畑、地積が 5,684 m ² 、貸付が令和 4 年 1 月 26 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。642 番と 643 番ですが、貸し人が〇〇さん、川北自治会の方です。申請地

はお目通し願ひまして、2筆合わせて3,020㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて644と645番、貸し人が〇〇さん、川北自治会、申請地はお目通し願ひまして、2筆で3,587㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて646番と647番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方です。申請地はお目通しを願ひます。2筆で5,554㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人が〇〇さんです。14ページに移っていただきまして、648番、貸し人が〇〇さん、川北自治会、申請地が城元字牧5,262の1、地目が畑、地積が1,738㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて649番、貸し人が〇〇さん、川北自治会、申請地が城元字牛道4,771の4、地目が畑、地積が1,448㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて650番から657番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方です。申請地はお目通し願ひまして、合わせて1万9,930㎡となっております。貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて658番、貸し人が〇〇さん、川北自治会、申請地が城元字牛道4,771の1、地目が畑、地積が1,183㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人が〇〇さんです。続いて659番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方です。申請地が城元字牛道4764の4、地目が畑、地積が1,614㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人が〇〇さんです。続いて660番、貸し人が〇〇さん、白井自治会、申請地が馬場字平家畑5,935の1、地目が畑、地積が3,236㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人が〇〇さんです。続いて661番、貸し人が〇〇さん、川南自治会、申請地が城元字向原4,962の1、地目が畑、地積が5,044㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和6年12月14日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さんです。15ページに移っていただきまして、662番から665番、貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。申請地が4筆ございます。お目通し願ひまして、合わせて1万2,407㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和6年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて666番から668番、貸し人が〇〇さん、川南自治会、申請地が3筆ございますのでお目通し願ひます。合わせて5,580㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和6年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて669番と670番。貸し人が〇〇さん、川南自治会、申請地が2筆ございます。お目通し願ひまして、合わせて7,774㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和6年12月14日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さんです。次に671番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市、申請地が城元字池ノ尾4,623の5、

地目が畑、地積が3,204㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和6年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。次に672番と673番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方です。申請地はお目通し願ひまして、あわせて6,761㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和6年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。16ページに移っていただきまして、674番、貸し人が〇〇さん、川北自治会、申請地が城元字木佐ノ木5,293の7、地目が畑、地積が2,244㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて675番と676番、貸し人が〇〇さん、川南自治会、申請地はお目通し願ひまして合わせて3,216㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金はそれぞれ〇〇円ずつ、借り人は〇〇さんです。677番、貸し人が〇〇さん、川南自治会、申請地が城元字三ノ迫4,721の7、地目が畑、地積が1,935㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて678番、貸し人が〇〇さん、川北自治会、申請地が城元字出口4,889の1、地目が畑、地積が3,473㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて679番、貸し人が〇〇さん、川南自治会、申請地が城元字牛道4,740の1、地目が畑、地積が4,045㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて680番、貸し人が〇〇さん、川北自治会、申請地が城元字長ホケ5,224の2、地目が畑、地積が2,013㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて681番、貸し人が〇〇さん、川南自治会、申請地が城元字長ホケ5,223の2、地目が畑、地積が3,937㎡のうち1,600㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて682番から684番、貸し人が〇〇さん、川北自治会、申請地はお目通し願ひまして、合わせて9,074㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金はお目通し願ひします。借り人は〇〇さんです。続いて685番、貸し人が〇〇さん、川北自治会、申請地が城元字三角4,689の1、地目が畑、地積が3,201㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて686番、貸し人が〇〇さん、川南自治会、申請地が城元字境ノ迫4,710の2、地目が畑、地積が1,674㎡、貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人が〇〇さんです。続いて687番、貸し人が〇〇さん、川北自治会、申請地は城元字長ホケ5,220の1、地目が畑、地積は4,901㎡のうち3,200㎡となっております。貸付けが令和4年1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。17ページ、688番と689番、貸し人が〇〇さん、川南自治会、申請地はお目通し願ひまして、合わせて6,932㎡、貸付けが令和4年

	1月26日から令和8年12月14日まで、小作料金が全部で〇〇円、借り人は〇〇さんです。最後に690番と691番貸し人が〇〇さん、段中野、申請地はお目通し願ひまして、合わせて4,500㎡、貸付けが令和4年1月28日から令和8年12月14日まで、小作料金が全部で〇〇円、借り人は〇〇さんです。説明は以上です。
○会長	次に、629番から673番について、安水委員の報告をお願いいたします。
○安水委員	はい。報告をいたします。受付番号629号から635号までの、借り人の〇〇さんは、さつまいもを中心とした経営をされております。現在、基腐病などで大変苦勞されておりますが、いろいろな方法で頑張つて耕作されております。圃場も圃場周りも、きれいに管理されており、何ら問題ないものと考えます。続きまして受付番号636号から649号までは、数年前より〇〇さんが耕作されていたもので、今回、農業委員会を通して、しっかりとした利用権を結びたいと申請されたものです。〇〇さんは圃場内も圃場周りも、きれいに管理されており何ら問題ないものと考えます。続きまして650号から661号までの圃場は、〇〇さんが数年前より耕作されていたもので、これも今回農業委員会を通して利用権を結びたいと申請されたものです。〇〇さんも圃場も圃場周りも、きれいに管理されており何ら問題はないものと思います。なお〇〇さんの661号の小作料金が〇〇円となっておりますが、これは〇〇さんが耕作を始める前に圃場が荒れており、それを畑として使えるように経費をかけられましたので、まだ現在のところ〇〇円となっております。続きまして662号から670号について報告をいたします。借り人の〇〇さんは甘藷、キャベツ、カボチャなど多くの品目について耕作されております。圃場内も圃場周りもきれいにされており何ら問題はないと思います。なお669号675号に関して、この圃場は耕作放棄地となっておりますが、〇〇さんが重機を入れて耕作できるようにしたもので、現在のところ小作料金は〇〇円となっております。続きまして、671号から673号の借り人の〇〇さんは、新規就農者で毎年確実に耕作面積を広げてきております。やる気のある青年で、農地も農地周りもきれいに管理されておりますので何ら問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。
○会長	ありがとうございました。次に、674番から691番について畑中推進委員の報告をお願いいたします。
○畑中推進委員	報告します。674号から678号の〇〇さんは、甘藷、野菜等を耕作されており、農地の利用状況もよく問題ないと思います。次に679号から691号の借り人の〇〇さんは、主に甘藷を中心に耕作されています。意欲と能力があり、問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。
○会長	ありがとうございました。
○会長	事務局の説明と、担当委員の報告が終わりましたが、質疑はありませんか。
○会長	はい。どうぞ。
○徳永委員	担当委員の方に、2名の方伺ひますけど、これだけ大量にすぐ、取りまとめ

	は大変だと思うのですが、農地中間管理機構とのタイアップは考えられなかったのですかね。
○安水委員	これがは、基腐病対策の支援が出ておまして、国のですね。以前までは耕作しているという、何ていうかな、地主から「あなたに貸していますよ」という、ちょっとした書類をもらえたら、それでオーケーだったのですが、農地台帳に、農家台帳に載っておかないと、その対象から漏れるという、動きがありまして、今まで利用権を結んでなかったのですが、これが3月までに、しっかりとした契約が結ばれないと、その対象外となるということだったものですから、急ぎ処理をしたという状態です。
○徳永委員	はい、了解です。
○会長	ほかにありませんか。質疑なしと認め採決をいたします。
○委員	無し
○会長	629番から691番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、629番から691番については、原案のとおり決定しました。以上で令和4年1月錦江町農業委員会の定例総会の付議事項の審議を終了いたします。
○事務局長	姿勢を正してください。以上で令和4年1月の定例総会を終わります。一同、礼。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

8 番

11 番

議事録調整者